

令和 2年11月 5日

丸喜（株）齋藤組

齋藤 義則 殿

東北地方整備局長 梅野 修一



特定 建設業の許可について(通知)

令和 2年 9月 11日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（特一 2）第 18888 号
許可の有効期間	令和 2年11月16日から 令和 7年11月15日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
石工事業
電気工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 10月 16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)